

1 審査会の結論

異議申立人が行った人事担当者会要綱（H21～25）とその記録、H21.4.20付ス学健第4号「公立学校における労働安全衛生管理体制の整備促進について」（文科省通知）、H21.6.8付事務連絡「教職員の勤務時間の把握」に関する調査について（依頼）、H22.3.5付教職第1084号「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康防止について」（通知）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定の処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成25年9月20日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成25年10月7日付け25瀬学教第1298号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、公文書の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、本件対象文書中の人事担当者会要綱とその記録（H21～24）（以下「本件対象文書A」という。）について行政文書分類表基準表に研修会の保存年限が定められていないため不存在としているが、人事担当者会への出席は公務であり、要綱及び記録（質疑応答、研修内容等）は、情報公開条例第2条第2号で規定する公文書として保存されるべきものである。また、職務の継続性からも保存されていると考えられる。

イ 実施機関は、本件対象文書中のH21.4.20付ス学健第4号「公立学校における労働安全衛生管理体制の整備促進について」（文科省通知）、H21.6.8付事務連絡「教職員の勤務時間の把握」に関する調査について（依頼）、H22.3.5付教職第1084号「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康防止につ

いて」(通知)」(以下「本件対象文書B」という。)について保存年限を経過しているため不存在としているが、本件対象文書Bは、学校現場で指導するための国及び県の指針であり、これが存在しないことは、考えられない。

また、実施機関は、本件対象文書Bについて愛知県行政文書分類基準表に定めがなく、1年以内に廃棄したと主張するが、「労働衛生」又は「研修(事務職員・用務員)」に該当するため、1年以上保存すべきであり不存在とする理由はない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書Aは、市町教育委員会の人事担当者を対象に、勤務時間割り振り、人事管理、学校管理等の学習、指導力不足教員への対応を協議する研修会の資料等であり、行政文書分類基準表に保存年限の定めはない。また、人事行政の公正かつ円滑な運営を阻害するおそれがある情報も含まれるため毎年度末に廃棄しているため、本件対象文書Aは存在しない。
- (2) 本件対象文書Bについては、愛知県行政文書分類基準表に定められた保存期限を経過しているため、本件対象文書Bは存在しない。

4 異議申立てに係る経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成25年12月5日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成25年12月12日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成26年1月9日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 平成26年1月29日 異議申立人からの口頭意見陳述
実施機関からの説明聴取
審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が請求に係る公文書が不存在のため不開示とした情報については、対象公文書は存在しているため、開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について条例第15条第3項の規定に基づき

不開示決定等に係る公文書の調査及び審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

ア 人事担当者会要綱（H21～25）とその記録

イ H21.4.20付ス学健第4号「公立学校における労働安全衛生管理体制の整備促進について」（文科省通知）

ウ H21.6.8付事務連絡「教職員の勤務時間の把握」に関する調査について（依頼）

エ H22.3.5付教職第1084号「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康防止について」（通知）」

(2) 開示請求文書の不存在について

本審査会は、実施機関が未作成であり不存在とした件について調査し、審査を行った。

異議申立人は、本件対象文書Aについて、人事担当者会の要綱及び記録（質疑応答、研修内容等）は、保存されるべきものであり、また、職務の継続性からも保存されていると考えられると主張している。

また、本件対象文書Bについて、学校現場で指導するための国及び県の指針であり、存在しないことは、考えられず、さらに、実施機関は、愛知県行政文書分類基準表に定めがなく、1年以内に廃棄し不存在としたが、1年以上保存すべきであり不存在とする理由はないと主張している。

これに対し実施機関は、本件対象文書Aは、市町教育委員会の人事担当者を対象に、人事管理等の研修会資料等であり、行政文書分類基準表に保存年限の定めはない。また、人事行政の公正かつ円滑な運営を阻害するおそれがある情報も含まれるため毎年度末に廃棄しているため、本件対象文書Aは存在しないと説明している。

また、本件対象文書Bについては、愛知県行政文書分類基準表に定められた保存期限を経過しているため、本件対象文書Bは存在しないと説明している。

公文書の保存、廃棄等については、瀬戸市文書取扱規程（平成13年瀬戸市訓令第4号）に基づいて行わなければならないため、実施機関に対して再度文書の特定及び検索を求めたが、上記本件対象文書の存在は認められないことから、本件対象文書の不存在

を理由に不開示とした決定は、妥当であると認められる。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。

なお、申立人は、実施機関が「本件対象文書の保存年限を1年未満とした」ことの不当性を主張しているが、条例上この主張に対して本審査会が言及することは基本的にはできないと解する。しかしながら、実施機関が条例第1条に掲げる目的を達成していくためには、その前提となる公文書が適正に管理されていることが必要であり、また、そのためにはその根拠となる文書取扱規程等を実施機関においてより厳格に解釈し、運用する必要がある。

その上で実施機関は、このような公文書を保存するに当たって、市民等が少なからず必要としている情報であることを十分認識すること、さらに、保存期間を定める際は、その期間の妥当性を十分に検討の上、慎重に判断する必要があると考える。